

(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事
募集要項 (プロポーザル説明書)

令和 5 年 10 月

中播北部行政事務組合

目 次

用語の定義	1
1. 適用	2
2. 目的	2
3. 公告日	2
4. 発注者	2
5. 事務局	2
6. 事業の概要等	3
7. 参加資格要件等	5
8. 事業者決定の手続	7
9. 質疑の方法、参加資格審査等について	9
10. 技術提案関係図書及び修正技術提案関係図書	11
11. 最終発注仕様書の提示	13
12. 優先交渉権者の決定等	13
13. 予定価格	14
14. 契約保証金	14
15. その他	15

用語の定義

本工事	本事業で整備するエネルギー回収施設及びリサイクル施設の建設工事をいう。
本施設	本事業で整備するエネルギー回収施設及びリサイクル施設をいう。
組合	中播北部行政事務組合をいう。
応募者	本事業に応募する単体企業又は本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
企業グループ	本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業群をいう。
構成企業	応募者（企業グループ）のうち、組合と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。
代表企業	応募者が企業グループである場合に、構成企業のうちプロポーザル手続き等において応募者の代表を務める企業をいう。
事業者	本事業を委ねる事業者として選定された応募者をいう。
維持管理業務	施設が正常に機能するように、設備等の補修・点検等を行う業務をいう。
運転管理業務	施設を稼働させ、施設の運転・用役管理・受入等を行う業務をいう。
基本契約	組合と事業者の間で締結される本事業に係る契約をいう。
基本協定	組合と事業者の間で締結される本事業の準備行為に関する取扱い等に係る協定をいう。
優先交渉権者	応募者のうち、本事業を実施する者として優先的に交渉できる権利を持つ者をいう。
次点（交渉権者）	応募者のうち、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者として選定された者をいう。

1. 適用

(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事募集要項(プロポーザル説明書)(以下「本書」という。)は、組合が発注する(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事に適用する。

2. 目的

神河町と市川町から排出されるごみを処理している中播北部クリーンセンターは、地元区との協定により、稼働できる期間が最長で令和 10 年 3 月末までとなっている。また、福崎町と姫路市の一部区域のごみを処理していただくれさかクリーンセンターは、施設の老朽化により、令和 3 年度末に焼却炉を稼働停止し、以降は姫路市市川美化センターで焼却処理を行っている。

こうした状況を踏まえ、神河町、市川町、福崎町の 3 町(以下「構成町」と呼ぶ。)によるごみ処理広域化及びごみ処理施設の整備、運営を令和 10 年 4 月から開始する。

本書は、組合が本工事を実施するに当たり、豊富な経験と高い技術を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

3. 公告日

令和 5 年 10 月 12 日(木)

4. 発注者

中播北部行政事務組合管理者

山名 宗悟

5. 事務局

本プロポーザルの事務を担当する部署(以下「事務局」という。)は、次のとおりとする。

中播北部行政事務組合 建設課

〒679-2415 兵庫県神崎郡神河町福本 1247 番の 60

TEL : 0790-32-2888

FAX : 0790-32-2889

メールアドレス : c-clean@kcni.ne.jp

また、組合は、本プロポーザルの実施に関する「神崎郡ごみ処理施設整備に係る発注支援業務委託」(以下「発注支援業務」という。)の受託者として、次の者を置く。

中外テクノス株式会社 関西支社

住所 : 〒532-0011 大阪市淀川区西中島 7 丁目 1-5 辰野新大阪ビル 2 階

6. 事業の概要等

(1) 事業の概要

1) 工事名称

(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事

2) 工事場所

兵庫県神崎郡市川町浅野 地内

3) 施設規模等 ※詳細は要求水準書(工事発注仕様書)を参照

●エネルギー回収施設	44 t/日 (22 t/24h × 2 炉)
●リサイクル施設	12.1 t/日
・空カン・空ビン処理設備	2.0 t/日
・ペットボトル処理設備	0.2 t/日
・容器包装プラスチック処理設備	0.6 t/日
・製品プラスチック処理設備	0.2 t/日
・破砕処理設備	9.1 t/日
・その他貯留設備等	

4) 処理方式

a) エネルギー回収施設

ストーカ方式(連続運転式焼却炉)

b) リサイクル施設

- 大型ごみ処理系列: 破砕、選別(鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さ)
- 缶処理系列: 磁力選別、アルミ選別、圧縮成型
- プラスチック製容器包装処理系列: 破袋、手選別、圧縮梱包
- ペットボトル処理系列: 破袋、手選別、圧縮梱包
- その他: びん類、小型家電、剪定枝、紙等資源物ストックヤード

5) 工期

本契約締結日から令和10年3月31日まで

6) 事業方針

本施設の維持管理業務及び運転管理業務は長期包括運営委託を予定している。

竣工後3年間の維持管理業務及び運転管理業務は、本工事の事業者との随意契約を予定している。また、それ以降の17年間(予定)については、新たに長期包括運営委託事業者を選定する予定としているが、本工事の事業者の参画を妨げるものではない。

7) 契約の形態

組合は、本施設的设计・施工に当たり、事業者との間で「(仮称)神崎郡ごみ処理施設建設工事請負契約」(以下「請負契約」という。)を締結する。

8) 循環型社会形成推進交付金の活用

本施設は、国の循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)の交付要件を満足する施設とする。

(2) 工事請負事業者の業務範囲

請負契約を締結した事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。

- ① 請負契約に基づく施設設計・施工
- ② 土木工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、外構工事及びその他本施設の整備に必要な工事
- ③ 施工に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、関係官公庁等との諸手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験等
- ④ 本工事に係る交付金の申請等に必要な書類の作成
- ⑤ 工事期間中の周辺住民等への対応や住民説明会（建設期間中の現場説明会を含む。）など各種会議等への出席及び当該会議等に使用する資料の作成
- ⑥ その他、本工事の実施に関連する必要事項

(3) 組合の業務範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 用地の準備

本工事の施工上必要な用地の確保

2) 工事の監理・監督

施設の設計・施工における、設計内容の承諾及び工事の監理・監督等

3) 請負代金の支払

請負代金の工事請負事業者への支払（毎年度の工事出来高に応じ、予算の範囲内で支払）

a) 年度割の見込み

令和 6(2024)年度	契約金額の 0%
令和 7(2025)年度	契約金額の 10%以内（予算の範囲内）
令和 8(2026)年度	契約金額の 42%以内（予算の範囲内）
令和 9(2027)年度	契約金額の残額

b) 前金払（中間前金払）

有（前金払は各会計年度における出来高予定額の 100 分の 40 以内とする。中間前金払は各会計年度における出来高予定額の 100 分の 20 以内とする。）

c) 部分払

有（1回）年度毎。ただし、中間前金払との併用はできない。

4) その他

本工事の施工についての周辺住民等への説明対応

7. 参加資格要件等

(1) 参加資格要件（基本的事項）

応募者は、次の要件を全て満たすこととする。なお、応募者は、他の応募者の構成企業となることはできない。

- 1) 発注年度において、構成町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない場合にあつては、追加登録を受けた者。（追加登録については組合から別途指示する。）
 - ①入札参加資格審査申請書の受付期間：告示の日から令和5年11月2日（木）まで
 - ②受付場所：事務局（中播北部行政事務組合 建設課）
 - ③提出方法：原則郵送（令和5年11月2日（木）消印有効）
 - ④提出書類：組合ホームページを参照のこと。※ただし、やむを得ない場合は持参可とするが、事前に持参日時を連絡すること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定又は同規定に基づく構成町の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者。
- 3) 本プロポーザルの参加資格審査申請書の提出日に、兵庫県又は構成町の規定による指名停止処分を受けていない者。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。
- 5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- 6) 発注支援業務の受託者である中外テクノス株式会社及び同社が発注支援業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本関係若しくは人事面で関連がある者でないこと（資本関係がある者とは、株式の50%以上を取得しているか、50%以上の出資を行っている者をいう。人事面で関連がある者とは、代表権のある役員が併任している者をいう。）。

(2) 参加資格要件（個別事項）

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者を配置することとし、配置する有資格者については、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できないプロポーザル参加希望者は、技術提案関係図書の提出日までに、有資格者を選任する旨を記載した書類を提出できる者であること。
- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可（清掃施設工事業）を受けている者であること。
- 3) 参加資格審査申請書の提出日において、地方公共団体が発注した処理方式をストーカ方式とする一般廃棄物焼却施設建設工事の、元請けとして当該工事を完成させ、引渡し済みの実績を有すること。
- 4) 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を適正に配置できる者であること。

(3) 参加資格審査

参加資格の確認を行うため、プロポーザル参加資格審査を実施する。

応募者の代表企業は、応募者が参加資格要件を満足することを証明するため、プロポーザル参加資格審査申請書を事務局に提出しなければならない。

なお、参加資格を満たしていない場合は失格とする。

(4) 応募者の構成

- 1) 応募者は、単体企業又は企業グループ（JVを含む）とする。
- 2) 企業グループの場合は、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が手続を行うものとする。
 - ① 応募者は、建築物及びプラントの設計・施工に係る業務のうち、一部について担当する協力会社（以下「協力会社」という。）を定めることができる。
 - ② プロポーザルへの参加を希望する単体企業又は企業グループの構成企業のいずれかが、他の企業グループの構成員又は協力会社並びに単独事業者となることは認めない。
 - ③ 同一の応募者が複数の提案を行うことは認めない。

(5) 企業グループに関する要件

- 1) 企業グループの結成及び施工方式は任意とする。
- 2) 企業グループの構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行い、変更理由に合理性及び妥当性があると認めたときは、その変更を認めるものとする。
- 3) 企業グループの各構成企業は、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- 4) 企業グループの存続期間は、当該請負契約履行後3月を経過する日までとする。
- 5) 企業グループが解散した後において、当該工事に契約不適合があったときは、各構成企業は、連帯して責任を負うものとする。
- 6)

(6) プロポーザル参加資格の喪失

応募者が、プロポーザル参加資格審査申請書の提出日から請負契約締結までの間に、プロポーザル参加資格要件等を欠くこととなった場合は、当該応募者のプロポーザル参加資格を取り消す。

(7) 本プロポーザルへの参加辞退

応募者は、「プロポーザル参加辞退届」を事務局に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）することで、本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

8. 事業者決定の手続

(1) 契約締結までの流れ

募集公告から契約締結までの流れは、次のとおりである。

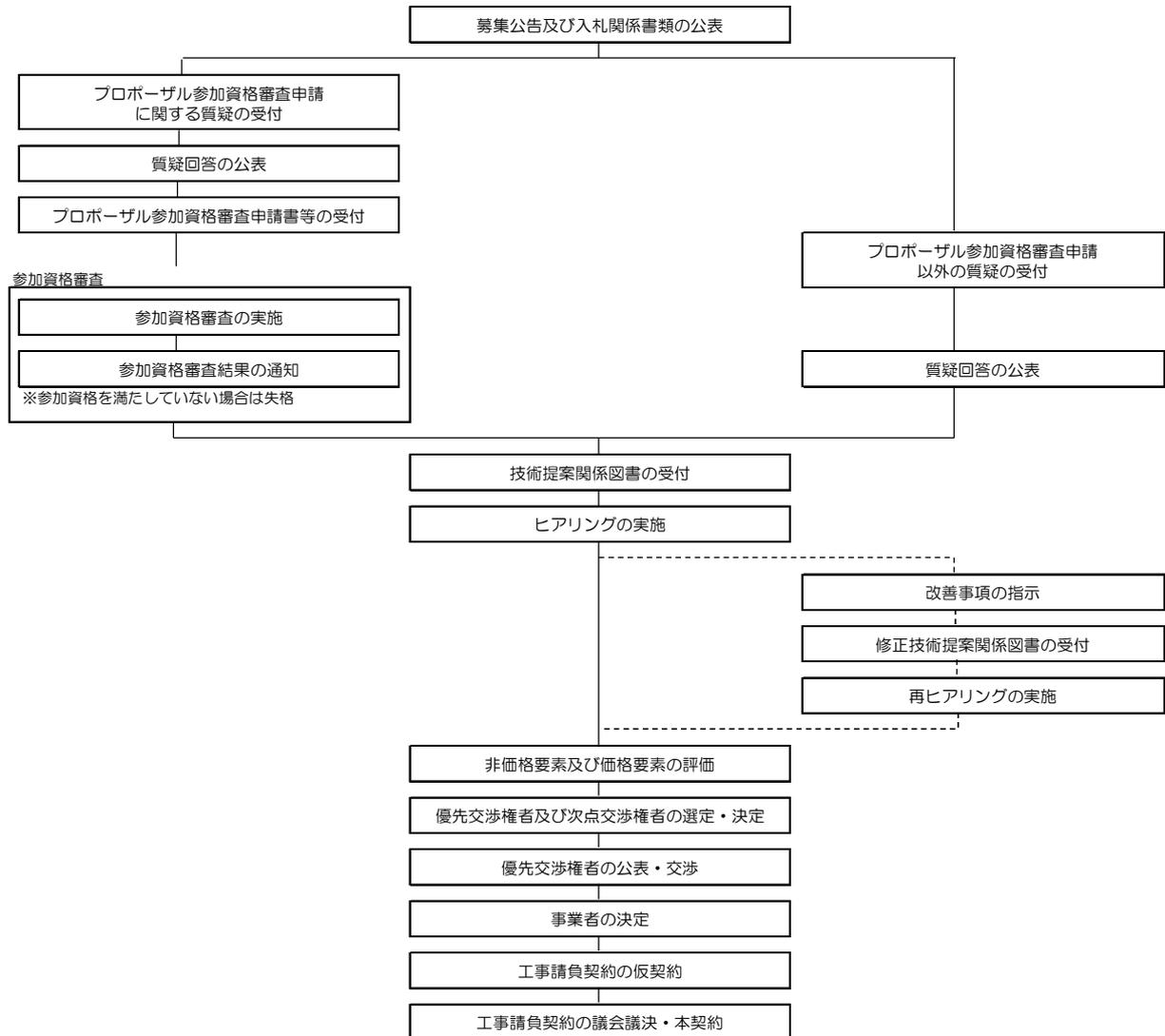


図 募集公告から契約締結までの流れ

(2) 全体スケジュール

募集公告後、契約締結に至るまでのスケジュールは次のとおりとする。

なお、やむを得ない事情が生じた場合は、協議を行うものとする。

○令和5年10月12日	募集（プロポーザル）公告
○令和5年11月2日	プロポーザル参加資格審査申請書の受付期限
○令和5年11月13日	プロポーザル参加資格審査申請書の結果通知
○令和5年11月24日～	現地確認、図書閲覧等の実施
○令和5年12月11日	プロポーザル参加資格審査以外の質問への回答
○令和6年3月19日	提案書等の受付期限
○令和6年4月18日	提出書類の審査結果（失格等）の通知
○令和6年5月	ヒアリングの実施、総合評価の実施
○令和6年5月	優先交渉権者及び次点の選定、事業契約書（仮契約）の締結
○令和6年6月	本契約の締結

(3) 優先交渉権者の選定

組合は、神崎郡ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において技術評価を行い、優先交渉権者の選定を行う。

なお、応募者（協力企業も含む）が優先交渉権者の決定までに、委員会の委員に対し、口利き、接触、働きかけ等の行為を行った場合は失格とする。

9. 質疑の方法、参加資格審査等について

(1) 質疑の方法

本書等に対する質疑のある応募者は「募集要項（プロポーザル説明書）等に対する質疑書」にその内容を簡潔に記載し、質疑を行うこと。なお、プロポーザル参加資格審査申請に関する質疑については【様式第1号-1】を用い、プロポーザル参加資格審査申請以外の質疑については【様式第1号-2】を用いること。

なお、要求水準書（工事発注仕様書）等で定める要求水準以上の性能をもった設備の導入が可能である旨の提案をする場合で、要求水準書（工事発注仕様書）と異なった提案を行う場合は、本質疑回答において、内容の適合についての確認を行うこととする。代替提案を希望する応募者は、「募集要項（プロポーザル説明書）等に対する質疑書【様式第1号-2】」の「要求水準書（工事発注仕様書）に関する質疑書」欄に提案内容を記載すること（必要に応じて図面等を添付すること。）。

これらの質疑書は、電子メールで提出するものとし、持込み又は郵送による書類の提出、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻は、受付場所における受信主義とし、受信の判断は事務局が行うものとする。なお、当該質疑に関する応募者からの電話による受信確認は可とする。

(2) 本書等に対する質疑への回答

本書等に対する質疑への回答は、「プロポーザル参加資格審査申請に関する質疑への回答」と「プロポーザル参加資格審査申請以外の質疑への回答」に分けて実施する。

回答は、質疑内容とともに組合ホームページで公表する。

なお、応募者の専門的な知識や技術、代替提案に関する事項等の独自の提案にかかる質疑回答については、当該質疑者に対する個別の回答を実施するのでその旨を記載すること。ただし、質疑内容が全ての提案や仕様書一般にかかるものである場合は公表とする。

(3) 参考図書の貸与

応募者には、応募書類を作成するに当たっての参考図書として、中播北部行政事務組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成31年3月策定）、神崎郡ごみ処理施設整備基本計画（令和4年3月策定）、神崎郡ごみ処理施設生活環境影響調査報告書、神崎郡ごみ処理施設敷地造成工事設計図書（実施設計図面のみ）を貸与する。参考図書の貸与の期間は、令和5年11月24日（金）から令和5年12月20日（水）までとし、詳細については、事務局と協議すること。

(4) 現地見学会

施設建設用地の現地見学会を令和5年11月24日（金）から令和5年12月20日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までの間に実施する予定であるため、見学会への参加を希望する応募者は、希望日の7日前までに希望する日時及び参加者名簿【任意様式】を電子メールで提出すること。

(5) 参加資格審査

応募者は、本項に掲げるプロポーザル参加資格を有することを証明するため、プロポーザル参加資格審査申請書等を事務局に提出し、審査を受けるものとする。

プロポーザル参加資格審査申請書等の内容は、次のとおりとする。

- ①プロポーザル参加資格審査申請書【様式第2号】
- ②応募者の構成（代表事業者、役割分担）【様式第3号-1】
- ③応募者の構成（構成企業の連絡先）【様式第3号-2】
- ④委任状【様式第4号】
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第1項の規定及び同条第2項の規定に該当していない旨の誓約書【任意様式】
- ⑥建築士法に基づく有資格者であることを証明する書類。なお、参加資格審査申請書の提出時において、配置できる有資格者を選任できない応募者は、技術提案関係函書の提出日までに、有資格者を選任する旨を記載した書類を提出すること。【任意様式】
- ⑦特定建設業の許可を受けていることを証明する書類【任意様式】
- ⑧経営事項審査結果の総合評点【最新のもの】を証明する書類
- ⑨納税証明書（国税、地方税） ※最新のもの、写しで可
- ⑩プラントの設計・施工を行う企業が有する実績を記した書類【様式第5号】、【様式第6号】
- ⑪プラントの設計・施工を行う企業に求められる要件を証明する書類及び監理技術者については、監理技術者資格者証の提示
- ⑫暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

1) プロポーザル参加資格審査申請書等の提出方法

プロポーザル参加資格審査申請書等は、正本1部、副本2部を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。

2) プロポーザル参加資格審査申請書等の受付

- ①受付期限：令和5年11月2日（木）まで
- ②受付場所：中播北部行政事務組合

3) 参加資格審査の方法

参加資格審査は、提出されたプロポーザル参加資格審査申請書等による書類審査により行う。なお、プロポーザル参加資格審査申請書等の受付後、記載内容の詳細について応募者に問合せを行う場合がある。

4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、「参加資格審査結果通知書【様式第7-1号】又は【様式第7-2号】」により応募者に配達証明付きの一般書留にて通知する。応募者は、参加資格審査結果通知書の到達した日以降に提出する書類のうち、「応募者を特定できる記述は行わないこと。」と示している書類については、付与された企業番号を使用すること。なお、応募者で、プロポーザル参加資格審査申請書等において虚偽の記載等、その責に帰すべき事由により参加資格要件を満足しないことが判明した場合、失格とする。

5) 参加資格審査結果の理由の説明請求

参加資格審査の結果、参加資格が認められなかった応募者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

a) 説明請求の期限等

参加資格審査結果の理由の説明を求める場合は、資格審査結果通知書が到達した日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（様式自由）で説明請求するものとする。書面の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

b) 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、「審査結果理由説明書【様式第17号】」により、請求者に配達証明付きの一般書留にて通知する。

10. 技術提案関係図書及び修正技術提案関係図書

(1) 技術提案関係図書の構成

1) 技術提案関係図書の構成

技術提案関係図書の構成は、次のとおりとする。なお、提出に当たっては、様式に記載がある場合を除き、付与された企業番号を記載し、応募者を特定できる記述は行わないこと。

- ①技術提案関係図書【様式第8号-1】
- ②技術提案関係図書の提出に関する委任状【様式第8号-2】
- ③非価格要素提案書【様式第10号】
- ④維持管理・運転管理計画書【様式第11号】
- ⑤建設工事に関する業務分担届出及び誓約書【様式第12号】
- ⑥見積設計図書【様式第13号】（次のア～エの資料を添付）
 - ア 施設概要説明書
 - イ 設計仕様書
 - ウ 設計図面類
 - エ その他（要求水準書（工事発注仕様書）に示した計算書、説明書等）
- ⑦（仮称）神崎郡ごみ処理施設建設工事見積書【様式第14号】

2) 技術提案関係図書の提出方法

提出部数は、正本1部、副本2部及び当該データを収納したCD2枚とし、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

なお、CDには、Word、Excelで作成した書類は、それぞれWord、Excelファイルで収納するものとし、Word、Excel以外のアプリケーションで作成した図面等の書類は、PDFファイルで収納すること。CDへの収納の条件は次のとおりとする。

- ①CD：Windowsフォーマット
- ②OS：Microsoft社製のWindows
- ③ファイル形式：Microsoft社製のWord（2013以降）、Excel（2013以降）、Adobe社PDFフ

ファイル

3) 技術提案関係図書の受付

①受付期限：令和6年3月19日（火）

②受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（12時から13時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

③受付場所：事務局（中播北部行政事務組合 建設課）

4) 技術提案関係図書の修正等の禁止

提出した技術提案関係図書の修正、差し替え、再提出及び撤回は認めない。ただし、組合が必要と認めた場合については、この限りでない。

5) 工事見積書の提出期限

技術提案関係図書のうち、（仮称）神崎郡ごみ処理施設建設工事見積書【様式第14号】に限り、提出期限を令和6年4月19日（金）とする。

(2) ヒアリングの実施

応募者から提出のあった技術提案関係図書に基づき、ヒアリングを実施する。

1) ヒアリングの実施時期

令和6年5月

2) ヒアリングの内容

提出を受けた技術提案関係図書に基づき、ヒアリング実施日のおおむね2週間前までに応募者に質疑事項を送付する。ヒアリングは、この質疑事項に関する応募者の回答及び技術提案に関するプレゼンテーションにより実施する。

3) ヒアリングの実施形態

ヒアリングは、委員会の場において実施する。

(3) 修正技術提案関係図書の提出等

1) 改善事項の指示

応募者は、技術提案関係図書の審査及びヒアリング結果を踏まえて委員会から改善事項について指示を受けた場合は、提案内容を修正した技術提案関係図書を提出すること。

2) 修正技術提案関係図書の提出

a) 修正技術提案関係図書の構成

修正技術提案関係図書の構成は、基本的には技術提案関係図書に準ずるが、指示した改善事項の内容によって別途指示するものとする。なお、様式については次の様式を使用すること。

①修正技術提案関係図書【様式第9号-1】

②修正技術提案関係図書の提出に関する委任状【様式第9号-2】

b) 修正技術提案関係図書の提出方法

「技術提案関係図書」に準ずる。

c) 修正技術提案関係図書の受付

①受付期限：別途指示する期限まで

受付時間及び受付場所：「技術提案関係図書の受付」に準ずる。

d) その他

- ①修正技術提案関係図書の修正等の禁止については、「技術提案関係図書の修正等の禁止」に準ずる。
- ②必要により、修正技術提案関係図書のヒアリング等を実施する場合がある。実施する場合の詳細は、当該応募者に個別に通知する。

11. 最終発注仕様書の提示

応募者から提出された技術提案関係図書等の内容、ヒアリング結果及び改善指示事項に対する対応状況等を踏まえ、必要に応じて要求水準書（工事発注仕様書）の内容を見直し、最終要求水準書（工事発注仕様書）を作成し提示する。

12. 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者の選定・決定方法

委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき、次の 1)～5)の手順を経て優先交渉権者を決定する。詳細は「優先交渉権者選定基準書」に記載する。

1) 提出書類の審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書に記載された内容が要求水準書（工事発注仕様書）に規定された要求水準を満足しているか等の審査を行う。

なお、審査において、要求水準を満足できない又は要求水準を満足する見込みが低いと判断された場合は、ヒアリング等の実施を経て改善を求め、改善要求に対する回答においてもなお要求水準を満足できないと判断した場合は失格とする。

2) 非価格要素審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書のうち、最終の非価格要素の提案内容について、専門的な見地から審査し、「優先交渉権者選定基準」に基づいて非価格要素評価点を決定する。

3) 価格要素審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書のうち、最終の見積額について、価格要素評価点を決定する。

4) 委員会による優先交渉権者の選定

委員会は、非価格要素審査及び価格要素審査から総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い応募者を優先交渉権者に、次点の応募者を次点交渉権者として選定する。

なお、総合評価点が最も高い応募者が 2 者以上あるときは、非価格要素評価点の高い応募者を優先交渉権者とする。さらに、非価格要素評価点も同点の場合は、見積書に記載の金額が低い方を優先交渉権者とする。見積書に記載の金額も同じ場合は、組合が作成するくじにより優先交渉権者を選定する。

5) 組合及び構成町による優先交渉権者の決定

委員会での審査及び選定結果を踏まえ、組合及び構成町において優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

6) 優先交渉権者決定の通知

優先交渉権者決定の通知は、「優先交渉権者決定結果通知書【様式第 16 号-1】又は【様式第 16 号-2】」により、応募者に配達証明付きの一般書留にて通知する。また、組合のホームページで公表する。

7) 優先交渉権者決定結果理由の説明請求

優先交渉権者とならなかった応募者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

a) 説明請求の期限等

審査結果の理由の説明を求める場合は、優先交渉権者決定結果通知書が到達した日の翌日から起算して 3 日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に事務局へ書面（様式自由）で説明請求するものとする。書面の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）によるものとし、持参の場合は 9 時から 17 時まで（12 時から 13 時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、持参する場合は、事前に持参日時を連絡すること。

b) 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、「審査結果理由説明書【様式第 17 号】」により、請求者に配達証明付きの一般書留にて通知する。

(2) 優先交渉権者決定後の手続

1) 契約詳細の協議

優先交渉権者決定後、組合と優先交渉権者は、請負契約の締結に向け、協議を実施する。ただし、優先交渉権者との間で請負契約に係る協議が整わなかった場合は、優先交渉権者との交渉を終了し、次点交渉権者との間で優先交渉権者と同様の手順で請負契約に関する協議を行う。

2) 契約の締結

優先交渉権者との協議が成立した場合は、その優先交渉権者が受注者となり、工事請負契約を締結する。なお、事業者が企業グループであった場合、請負契約書への記名押印については、構成員全員の連名で行うものとする。

13. 予定価格

9,900,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※予定価格を超過する金額を提案した場合は無効とする。

14. 契約保証金

受注者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結と同時に組合に差し入れること。

15. その他

(1) プロポーザルの実施に当たっての留意事項

プロポーザルの実施に当たり、応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルの実施ができないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、応募者をプロポーザルに参加させず又はプロポーザルの実施を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、組合が必要と認めたときは、プロポーザルの実施を延期又は取りやめることがある。

(2) 費用負担

契約締結に至るまでの過程における手続について、応募者が実施する行為については、応募者が自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

(3) 著作権等

提出された技術提案関係図書等の著作権は、当該図書を作成し提出した応募者に帰属する。ただし、組合は、本プロポーザルにおいて公表することが必要であると判断するときは、提出を受けた技術提案関係図書等の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(4) プロポーザル説明書等の使用の制限

組合から提示されたすべての資料等は、本プロポーザルへの参加の目的にのみ使用できるととし、他の目的のために使用してはならない。

また、貸与する参考図書についても同様とする。

(5) 使用する言語等

本プロポーザルにおける全ての意思疎通は、原則、書面によるものとし、必要に応じて電子メールによるものとする。また、用いる言語は日本語とし、応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は設計図書等に特別の定めがある場合を除き計量法に定めのあるものとする。本プロポーザル説明書等に用いる日時は、日本標準時とする。

(6) プロポーザル説明書等の内容変更時の対応

プロポーザル説明書等の記述内容は、変更することがある。変更した場合は、組合のホームページで公表するとともに、必要に応じて応募者に通知する。